

(別添1)

## 候補者の推薦について

### 1 被推薦候補者の要件

被表彰候補者に該当する者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 県内に就業している者で、推薦日現在において現役の技能者として従事しており、表彰の行われる11月にも現役で従事する見込みの者であること。  
ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰の対象とはならない。
- (2) その者の有する技能の程度が卓越しており、国内で第一人者と目されている者であること。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者で、過去(推薦日以前)において禁固以上の刑に処せられたことがないこと。
- (5) 当該技能に関し、叙勲又は褒章を受章又受賞予定がないこと。

### 【留意事項】

- ① 1部門から21部門においては、これまでに鳥取県知事表彰「優れた技能者」を受賞した者、「鳥取県高度熟練技能者(とっとりマイスター)」の認定を受けた者又は技能グランプリで銅賞以上の成績を修めたことのいずれかに該当する者であること。
- ② 22部門(障がい者部門)における「障害がある者」とは、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合である。
  - ア 身体障害者福祉法第15条(昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。
  - イ 都道府県知事、政令指定都市市長または中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。
  - ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む)。

### 2 推薦期限

令和6年2月9日(金)必着 **令和6年2月27日(火)必着**

### 3 推薦書類の提出

#### (1) 提出方法

推薦書類については、1名分の全ての推薦書類をパスワード付き ZIP に圧縮して1つのファイルにし、電子メールにより提出してください。

また、動画を提出する場合は、電子媒体(CD-RまたはDVD)に推薦書類一式のデータを格納の上、ファイル等に暗証番号を付し提出してください。電子媒体を郵送する場合は、必ず書留によりお送りください。

技能者表彰実施要領及び令和6年度卓越した技能者の表彰の推薦に係る留意事項、推薦調書等関係書式については、鳥取県HPからダウンロードして御利用ください。

鳥取県HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1345389.htm>

「産業人材課トップページ → 注目情報」からお入りください。

## (2) 提出書類

別添3「推薦必要書類一覧表」に掲げる書類を産業人材課へ提出してください。

①提出先メールアドレス：[sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp](mailto:sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp)

②紙媒体・電子媒体で提出する資料：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

## 4 推薦に当たっての注意事項

- (1) 候補者の現役生については、特に高年齢者の場合、現役性に問題がある場合が多いので、慎重に事前の調査を行い、現役性に欠ける者の推薦を行うことのないよう注意してください。
- (2) 候補者の総数について特段の制限はありませんが、都道府県知事による推薦は、「技能者表彰実施要領」（以下「要領」という。）別表（要領6ページ～）に定める職種ごとに1名（女性技能者又は上記1②に定める障害がある者をそれぞれ1名推薦する場合には3名まで）とされています。
- (3) 前回まで被表彰候補者として推薦のあった者であって、本表彰を受けるに至らなかった者については、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦して差し支えありません。その際、技能の卓越性を示す資料は十分に検討・調整し、過去に提出された推薦調書をそのまま再提出するようなことは避けてください。
- (4) 調書の作成に際しては、調書記載要領を参照し、的確に記載してください。また、厚生労働省における被表彰者の選考は主として書類審査によって行われるため、調書は簡潔明瞭かつ具体的に記入してください。

## 5 その他

- (1) 被推薦者については、担当職員による現地調査の後、有識者による選考会で推薦可否と推薦順位を決定し、令和6年3月中に厚生労働省へ推薦します。
- (2) 現地調査に際しては、推薦団体の責任者等の立会いをお願いします。